三三八、乙一三四三、乙一三四五、乙一三三四・乙一三三七・乙一三三九・乙一三四〇・乙一三四二・乙一三四六・字北ノヲク丙一七五の一・丙一七五の四・丙一七五の七・丙一八一・丙一八五（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一八〇、字小屋ノ谷甲四六三九、甲四六四〇の一、甲四六四〇の二・甲四六四二・字西山乙一九七六・乙一九八五の一四・乙一九八五の一五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、乙一九七四の一、字城ヶ谷乙一六七の一・乙一六八の一・乙一六九の二・字馬路ヶ谷乙二八〇の一・乙二八〇の二・乙二八六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、乙二八六の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県大村市黒木町一〇八一の一、一〇八一の二、一〇八一の四、一〇八一の六、一〇八一の七、一〇八一の九、一〇八一の一一、一〇八一の一四、諫早市小長井町川内字清水九八一の二二四から九八一の二二九まで、九八一の三二七、一から九八一の二三四まで、九八一の三二七、九八一の四九二から九八一の四九八まで、九八一の五三八、九八一の五三九、字深谷一二七三の三、一二七三の一一、一二七三の一二、東彼杵郡東彼杵町坂本郷字高吉裏東平四八八、字西川内五六六、五六八、五七三、五七三の二、五七五、五八〇の三、五九〇、五九五、五九六、字大杉七四六の一、七四九の一、七五〇の一、七五七、七五八、七六二、七六二の二、七六五、七六七、七六八、七七〇、七七二から七七四まで、七七七、字陣屋敷七八八から七九〇まで、七九四、七九五、七九八、八〇一の二、八〇三、八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七の一、八〇七の三、八〇八、八〇九、字鉢ノ久保八六〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに関係市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年八月十日農林水産省告示第千三十四号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十二月七日農林水産省告示第二千三百九十五号、昭和五十八年十二月十三日農林水産省告示第二千四百六十四号、昭和五十八年十二月十四日農林水産省告示第二千四百九十八号、昭和五十八年十二月十四日農林水産省告示第二千五百二号、昭和五十八年十二月七日農林水産省告示第二千三百八十四号、昭和五十八年十二月十九日農林水産省告示第二千六百五号、昭和五十八年十二月二十三日農林水産省告示第二千六百七十五号、昭和五十九年一月十一日農林水産省告示第二十号、昭和五十九年一月十一日農林水産省告示第二十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年四月四日農林水産省告示第四百九十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに久留米市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県勝田郡奈義町馬桑字古木地山六八三、六八四の一から六八四の三まで、字向イ六八六の一、六九三の四、字林ノ谷カゲ六九四の一、六九四の二（国有林）、六九七、六九八、字林ノ谷六九五、六九九の一、六九九の二（国有林）、字水晶ケ平七〇三の一、七〇三の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　和田ノ上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次結んだ線及び、標柱一号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市山田町山田字四方面

八一一九番八九地先道路敷	一号
八一一九番八九	二号及び三号
八一一九番七〇	四号及び五号
八一一九番六九	六号から八号まで
八一一九番七二	九号から十一号まで
八一一九番七四	十二号から十四号まで
八一一九番三	十五号及び十六号
八一一九番三地先道路敷	十七号
八一一九番八九	十八号
八一一九番九〇地先道路敷	十九号及び二十号